

建築物等の解体・リフォーム時には アスベスト含有建材の**事前調査** 及び**調査結果の報告**が必要です！

事前調査の対象

- 建築時期・規模・用途を問わず、全ての建築物・工作物の解体・リフォーム（改造・補修）工事を行う際は、アスベスト含有建材の有無を調査（事前調査）する必要があります。
※建築物等の解体等工事を業者等に依頼しないで、自ら施工する場合も含まれます。
- 事前調査では、アスベスト含有建材（特定建築材料）の吹付け石綿（レベル1）、断熱材等（レベル2）、成形板等（レベル3）の有無を確認します。



事前調査の方法

事前調査の流れ

設計図書等による書面調査

→ 使用されている建材の種類や製造年等を確認

アスベスト含有建材データベース

<https://www.asbestos-database.jp/>

現地における目視調査

→ 必ず現地で設計図書等と異なる点や他に疑わしい建材がないかなどを確認



書面調査及び目視調査ではアスベストを含有していないと断定できない場合

※吹付けや断熱材等は目視でアスベスト含有の有無を判断できない。

建材の分析による調査（分析調査）

→ アスベスト含有の有無を判定する最も確実な方法

※分析をせずに「アスベスト有」とみなして工事計画する方法もあります。



事前調査を行う者

事前調査は元請業者または自主施工者が行います。

令和5年10月から以下に該当する者による事前調査が義務化されます！

- ① 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者
(一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る。)
- ② 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
(令和5年9月までに登録された者)

事前調査の後は

アスベスト含有建材使用の有無にかかわらず、
次の4点を行わなければなりません。

- ① 調査結果の発注者への説明（書面を交付）
- ② 調査記録の作成・保存（工事終了後3年間）
- ③ 調査結果の現場備え置き
- ④ 調査結果の現場掲示（公衆の見やすい場所に掲示すること。）



事前調査結果の行政への報告

令和4年4月から、次のいずれかに該当する場合は、

アスベスト含有建材の有無にかかわらず、事前調査結果の都道府県等への報告が必須です！

- 建築物の解体……作業対象となる床面積の合計が80㎡以上
- 建築物のリフォーム……請負代金の合計が100万円以上
- 工作物の解体・リフォーム……請負代金の合計が100万円以上

報告方法と報告先（問合せ先）

事前調査結果の報告は原則として、**石綿事前調査結果報告システムで行います。**

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

事前調査結果の報告先自治体は、作業を行う場所（工事現場）の住所によって
異なりますので、システムで報告先を選択する際はご注意ください。



作業を行う場所（工事現場）	報告先自治体（問合せ先）
23区	各区役所
八王子市	八王子市環境部環境保全課
市（八王子市を除く。）	【延べ面積 2000㎡未満の建築物】 各市役所 【延べ面積 2000㎡以上の建築物及び全ての工作物】 東京都多摩環境事務所環境改善課
多摩地域の町村	東京都多摩環境事務所環境改善課
島しょ地域の町村	東京都環境局環境改善部大気保全課

作業基準など、工事での規制の詳細は・・・

アスベスト情報サイトから
動画をチェック!!

東京都 アスベスト **検索**



東京都アスベスト情報サイト https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/

リーフレットの作成

■東京都環境局環境改善部 大気保全課
〒163-8001
新宿区西新宿2-8-1
都庁第二本庁舎20階
TEL 03-5388-3493(直通)

■東京都多摩環境事務所 環境改善課
〒190-0022
立川市錦町4-6-3
東京都立川合同庁舎3階
TEL 042-523-0238(直通)

令和3年度
登録番号第70号



東京都環境局
Bureau of Environment